

鹿市医第46号
令和6年4月18日

会 員 様

鹿児島市医師会
会長 上ノ町 仁

台湾東部地震への医療支援について（お知らせ）

標記の件について、日本医師会から鹿児島県医師会を通じて、去る4月3日に発生した台湾東部沖を震源とするマグニチュード7.7の地震への医療支援として、全国の医師会及び会員に対し支援金を募るべく、下記のとおり支援金口座が開設された旨の通知がありました。

つきましては、ご協力をいただける方は下記並びに別紙をご参照いただき、お手続きをお願いいたします。

記

1. 支援金受付

銀行名：三井住友銀行 神田支店

口座番号：普通預金 3658282

口座名：公益社団法人日本医師会 台湾東部地震医療支援金

フリガナ：シャ) ニホンイシカイタイワントウブジシンイリョウシエンキン

*手数料は各自ご負担願います。

*税務上の取扱い ※日医発第114号（別紙1）参照

2. 受付期間

令和6年4月12日～令和6年5月31日

3. 領収書について

領収書の発行を希望される場合は「寄附金領収書発行依頼書」に必要事項をご記入の上、日本医師会経理課へご送付ください。

※日医発第114号（別紙2）参照

4. 問合せ先

日本医師会 経理課 TEL：03-3942-6486（直通）

5. その他

本件については、鹿児島県医師会ホームページにも4月16日付けにて情報掲載されております。

「台湾東部地震医療支援金」の税法上の取扱いについて

1. この度の支援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人の場合

所得税の控除として、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。

①所得控除：寄附金合計額(*1)－2,000円＝所得の控除額

*1 年間所得金額の40%相当額が上限

②税額控除：(寄附金合計額(*1)－2,000円)×40%＝所得税の控除(*2)

*1 年間所得金額の40%相当額が上限

*2 所得税額の25%が上限

(2) 法人の場合（医療法人等）

「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。

上記の詳細な取扱いについては、国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

2. 領収書の発行について

- (1) ご希望に応じて発行いたしますので、別紙2「寄附金領収書発行依頼書」を郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で日本医師会経理課までお送りください。
- (2) 領収書のお届けまでは、入金日から最大2か月程度かかる見込みとなりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。
- (3) 「税額控除」に必要な証明書を合わせてお送りします。

(問い合わせ先)

日本医師会 経理課

電話：03-3942-6486（直通）

寄附金領収書発行依頼書

公益社団法人 日本医師会経理課 行

件名	台湾東部地震医療支援金	
寄附金額	円	
寄附者名 お名前又は法人名 (領収書宛名)	(フリガナ)	
住 所 (領収書発行先)	(フリガナ)	
	〒	— 市・区・町・村
連絡先	担当者名	
	電話番号	
備考		

振込情報 (入金確認のため)	
振込日	月 日
振込元の金融機関	
振込人名義	(寄附者名と振込人名義が異なる場合、 <u>必ず</u> ご記入下さい)

本紙を下記いずれかの方法にて日本医師会経理課宛にお送りください

郵送：〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

FAX： 03-3946-6295 電子メール：keiri@po.med.or.jp

※領収書について

日付は支援金口座への入金日となり、送付は入金日から最大2か月程度かかる見込みです。

決算等で領収書発行をお急ぎの場合、上表の備考欄にその旨をご記入ください。

(地区医師会等で支援金をとりまとめの場合、地区医師会等からの入金日が領収書日付となり、送付は日本医師会への入金日から最大2か月程度かかる見込みです)

事務局記入欄		
受付日	月 日	備考
入金日	月 日	
領収書発行	月 日	